

自然環境の保全と回復に関する協定実施要綱 (昭和48年12月24日施行)

第1 目的

この要綱は、大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第28条及び附則第2項の規定による自然環境の保全と回復に関する協定（以下「協定」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定め、適切な協定の締結をすすめ、もって無秩序な開発を防止し、開発と自然環境の保全との調和を図るとともに積極的に自然環境の回復を図り、良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱における「協定緑地」とは、開発区域内に残置又は造成する「樹林地（木本類の植生が形成されるもの）」、「公園（公園面積の30%以上の面積が樹林地であるもの）」、「緑道（緑道面積の70%以上の面積が樹林地であるもの）」又は「その他自然環境の保全と回復に資すると認められるもの」（以下「樹林地等」という。）の中で、協定の対象とするものをいう。
- 2 この要綱における「開発区域」とは、開発を行おうとする（残置する樹林地を含む）区域をいう。
- 3 この要綱における「協定対象行為区域」とは、開発区域から第4に該当する行為を行う区域を除いた区域をいう。

第3 協定の対象行為

- 1 ゴルフ場の建設
 - 2 住宅地の造成
 - 3 事務所又は事業所の敷地造成
 - 4 レクリエーション施設の敷地造成
 - 5 墓地の造成
 - 6 業として行う廃棄物の埋立処分（事業者が自ら行う廃棄物の埋立処分を含む。）
 - 7 業として行う土石の採取
- ただし、1～5に掲げるものにあつては、その規模が1ヘクタール未満のものを除く。

第4 協定の対象除外行為

- 1 条例第11条第1項の規定により指定された府自然環境保全地域又は条例第16条第1項の規定により指定された府緑地環境保全地域の区域内において行う行為
- 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に規定する自然公園の区域内において行う行為
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は第41条の規定により指定された保安施設地区内において行う行為
- 4 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定による緑地保全地域及び同法第12条の規定による特別緑地保全地区内において行う行為
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域内において行う行為
- 6 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項に規定する市街地再開発事業の施行として行う行為
- 7 宅地又は宅地に類する土地の区域内において行う行為
- 8 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の許可に係る行為のうち農地を一時的に農地以外のものにする行為

第5 協定基準

協定の基準は、次に示す共通基準及び行為別基準を目的として行うものとする。ただし、条例附則第2項の規定による協定の締結に際しては、規則施行の日における事業の進捗状況、他法令に基づく許認可等の状況を考慮して協定内容を定める。

1 共通基準

- (1) 地形に順応した造成を行い、切土及び盛土の量を最小限に止め、行為地内において切土、盛土量の均衡を図ること。また、土工事に先だつて防災上の措置を講じたうえ表土の保存を図り、植栽地等の客土に使用するよう努めること。

- (2) 切土及び盛土の法面は法面の安定化と自然植生の早期回復を図るため、勾配を極力緩和するとともに、過大な法面が生じないよう法高を極力低くすること。
- (3) 法面は張芝、筋芝、種子吹付け等現地に適した方法で緑化すること。
- (4) 現存する良好な植生は、極力保存し、利用を図ること。
- (5) 海浜、河川、池沼等はその周辺部を含め極力保存すること。
- (6) 改変する部分は、道路、建物敷その他工作物の設置場所を除き原則として、緑化することとし、努めて樹林の造成を図ること。
- (7) 植栽にあたっては、地域の自然植生回復に配慮し開発区域内に現存する樹木等を移植利用するとともに、新たに、導入する樹木等は郷土的な樹種を主体にすること。また、野鳥の食餌樹木を努めて植栽すること。なお、植栽地の土壌条件に配慮するとともに植栽後も十分な保育管理をすること。
- (8) 樹林地内に電柱、送電線等を設置するときは、樹木の成長を阻害しないよう配慮すること。
- (9) 歴史的文化的遺産の保存については、周囲の自然環境と調和を図ること。
- (10) 開発区域から排出される排水等によって自然環境を損なわないようにすること。
- (11) 土地の形質変更に伴うがけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等による災害の防止のための適切な措置を講じ、自然環境の保全を図ること。
- (12) 協定緑地内に協定緑地である旨の看板・境界杭等を設置し明示すること。

2 行為別基準

(1) ゴルフ場の建設

ア 次の基準により、樹林地等を設けること。

(ア) 開発区域面積が20ha以上の場合、協定対象行為区域の面積の40%以上の面積について、既存の自然地形並びに植生を保存した上で、65%以上の面積の樹林地等を設けること。

(イ) 開発区域面積が20ha未満の場合、協定対象行為区域の面積の40%以上の面積について、既存の自然地形並びに植生を保存した上で、50%以上の面積の樹林地等を設けること。ただし、協定対象行為区域が樹林地以外の場合は同区域の面積の40%以上の樹林地等を設けること。

イ 樹林地等は開発区域の外縁部及びコース間に、おおむね30メートル以上（うち既存の自然地形並びに植生を保存した部分が20メートル以上）の幅を持って適切に配置し、また、良好な植生のある区域は優先して保存すること。

ウ 現地形に順応したゴルフコースを選定し土地の形質変更を最小限にとどめること。土量の移動については1～2コース毎に切盛土量の均衡を図るよう努めること。なお、造成に係る切土量・盛土量は、それぞれ18ホール当り、おおむね200万立方メートル以下とすること。

エ 境界が接する開発区域内の法面及びその周辺は、原則として、改変又は立木竹の伐採を行わないこと。

オ 進入道路の整備については、地形に順応した路線の選定をし、過大な法面が生じないようにし法面勾配の緩和、法面緑化及び沿道修景に十分配慮して実施すること。

カ ゴルフ場を開設した日から起算して10年間は、その用途を変更し、ゴルフ場以外のものとして利用しないこと。ただし、樹林地等として復元し、または、公園等として利用する場合はこの限りではない。

キ 開発区域内に公共的に利用される樹林地等の空間を設けること。

ク 協定緑地はゴルフ場の敷地を当該事業の用に供している間にある場合は、その維持管理に努めること。

(2) 住宅地の造成

ア 次の基準により、樹林地等を設けること。

(ア) 市街化区域の場合、協定対象行為区域の面積の6%以上の面積の樹林地等を設けること。

(イ) 市街化区域外の場合、協定対象行為区域の面積の15%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、現存する樹林地で良好な植生のある区域は、優先して保存すること。

イ しゃへい物を設けるときは、生垣又は生垣併用とするよう努めること。

ウ 開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。

- エ 協定緑地は、原則として、市町村帰属とすること。
- オ 市町村に帰属しない協定緑地にあつては、将来とも維持管理に努めること。
- (3) 事務所又は事業所の敷地造成
 - ア 次の基準により、樹林地等を設けること。
 - (ア) 工場の敷地造成の場合、協定対象行為区域の面積の20%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、樹林地等は極力開発区域の外縁部に配置すること。
 - (イ) 工場以外の事務所又は事業所の敷地造成の場合、市街化区域にあつては、協定対象行為区域の面積の6%以上の面積の樹林地等を設けること。
また、市街化区域外にあつては、協定対象行為区域の面積の15%以上の面積の樹林地等を設けること。
 - イ 開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。
 - ウ 協定緑地は、事務所又は事業所の敷地を当該事業の用に供している間にあつては、その維持管理に努めること。
- (4) レクリエーション施設の敷地造成
 - ア 次の基準により、樹林地等を設けること。
 - (ア) 樹林地において敷地造成する場合、協定対象行為区域の面積の25%以上の面積の樹林地等を設けること。この場合、現存の自然地形並びに植生を極力保存するとともに、工作物を設置する場合は、必要最小限の改変にとどめるようにすること。
 - (イ) 樹林地以外において敷地造成する場合、協定対象行為区域の面積の20%以上の面積の樹林地等を設けること。
 - イ 各工作物の周辺は、植樹等により緑化を図ること。この場合、現存する植生はできる限り保存するように配慮すること。
 - ウ 協定緑地は、レクリエーション施設の敷地を当該事業の用に供している間にあつては、その維持管理に努めること。
- (5) 墓地の造成
 - ア 協定対象行為区域の面積の30%以上の面積の樹林地等を設けること。
この場合、樹林地等は極力開発区域の外縁部に配置すること。
 - イ 開発区域内の道路は、植樹等による緑化に努めること。
 - ウ 協定緑地は、墓地の敷地を当該事業の用に供している間にあつては、その維持管理に努めること。
- (6) 業として行う廃棄物の埋立処分
 - ア 埋立跡地については、原則として、全面緑化回復すること。
 - イ 埋立地域及びその周辺の自然植生の回復に配慮し、埋立予定地内に現存する樹林地等の移植利用に努めること。
 - ウ 防災上の措置を講じた上、表土の保存を図り、植栽地等の表土に使用するよう努めること。
表土の保存が不可能な場合は、植栽地の土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行うこと。
 - エ 埋立地からの浸出液によって自然環境を損なわないよう必要な措置を講ずること。
 - オ 埋立跡地の植生の回復を図るため、上層を植栽可能な厚さの表土でおおう等適当な措置を講ずること。
 - カ 埋立地には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスによって自然環境を損なわないようにすること。
 - キ 開発区域の外縁部に保全のための樹林地を確保し、隣接地への影響を軽減すること。
- (7) 業として行う土石の採取
 - ア 採取跡地については、原則として、全面緑化回復すること。
 - イ 採取地域及びその周辺の自然植生の回復に配慮し、採取予定地内に現存する樹林地等の移植利用に努めること。
 - ウ 防災上の措置を講じた上、表土の保存を図り、植栽地等の表土に使用するよう努めること。
表土の保存が不可能な場合は、植栽地の土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行うこと。
 - エ 開発区域の外縁部に保全のための樹林地を確保し、隣接地への影響を軽減すること。

第6 協 議

協定の対象となる行為をしようとする者は、協議申出書（別紙様式1）に地形図、現況カラー写真、植栽計画図、その他必要な図書を添えて知事（農と緑の総合事務所）へ4部を提出するものとする。

第7 協定内容の決定

協議申出書の提出があった場合、協定の必要なものについて府関係機関及び市町村長の意見を聞いて協定内容を決定する。

第8 協定の締結

協定は、「自然環境の保全と回復に関する協定書」（別紙様式2又は様式3）によって行うものとする。

第9 完了確認

協定締結に係る行為を完了した場合は、遅滞なく完了届（別紙様式4）を提出し、現地において完了確認を受けるものとする。

第10 協定の変更

協定締結後、協定の内容を変更しようとする場合、又は敷地の所有権、地上権、賃借権その他土地に関する権利の全部若しくは一部を処分しようとする場合は、利害関係団体等の同意を得たうえで、必要な図書を添えて変更協議申請書（別紙様式5）又は地位承継協議申出書（別紙様式7）を提出し、知事の同意を得なければならない。なお、手続は変更の内容に応じ別表のとおり行うものとする。

第11 協定の終了

以下のいずれかに該当する場合は、協定は終了したものとする。

- 1 工事に着手することなく行為を取りやめ、廃止届（別紙様式9）の提出があった場合。
- 2 工事着手後、工事途中で行為を取りやめ、施工済み部分の防災措置・緑化措置を行い、知事が廃止することに支障がないと認めた後、廃止届の提出があった場合。
- 3 協定緑地がすべて市町村等へ公共帰属することを協定内容とするものであって、市町村等への公共帰属の手続きを完了した場合。
- 4 協定の対象行為が、「ゴルフ場の建設」「事務所又は事業所の敷地造成」「レクリエーション施設の敷地造成」又は「墓地の造成」であって、当該行為の目的である事業を終えることに伴い廃止届の提出があった場合。
- 5 協定の対象行為が「業として行う廃棄物の埋立処分」又は「業として行う土石の採取」であって、要綱第9の完了確認を終えた場合。

第12 施行期日

この要綱は、昭和48年12月24日から施行する。

（昭和52年6月1日一部改正）

（昭和52年9月16日一部改正）

（昭和60年12月1日一部改正）

（平成2年8月1日一部改正）

（平成4年9月1日一部改正）

（平成10年4月8日一部改正）

（平成11年4月21日全部改正）

（平成18年2月27日一部改正）

（平成28年4月1日一部改正）

※ 別紙様式及び別表は省略